## 岩手県監査委員告示第22号

監査結果の公表(平成28年岩手県監査委員告示第36号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年5月2日

岩手県監査委員 髙 橋 元 岩手県監査委員 嵯 峨 壱 朗 岩手県監査委員 吉 田 政 司 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1(1) 監査対象機関名 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター
  - (2) 監査実施日
    - ア 予備監査実施日 平成28年5月10日
    - イ 本監査実施日 平成28年6月20日
  - (3) 監査結果の公表の日 平成28年8月5日
  - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
補助金の執行に当たり、完了確認が不十分なものがあっ	補助金交付申請書類の内容や補助金額を複数の者が確認
たので、適正な事務の執行に努められたい。	することに加え、補助金交付決定の際に単価表を添付し額
	の計算過程を明確にすること、補助事業事務処理基本マニ
	コアルに基づく事務処理の徹底を図るなどの対策を行い、
	補助金事務のチェック体制を強化し、再発防止に努めるこ
	ととした。

- 2(1) 監査対象機関名 二戸農業改良普及センター
  - (2) 監査実施日
    - ア 予備監査実施日 平成28年5月12日及び同月13日
    - イ 本監査実施日 平成28年6月20日
  - (3) 監査結果の公表の日 平成28年8月5日
  - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
私用車使用届出簿の提出を受けずに、旅行命令を行って	今後は、私用車を用いる旅行命令の場合、決裁過程で私
いるものがあったので、適正な事務の執行に努められたい	用車使用承認の状況を確認するとともに、朝礼などの場で
•	、私用車を業務に用いる場合、承認が必要であることを職
	員に周知することで、再発防止に努めることとした。